

(運用基準 様式3)

令和5年4月1日

健康福祉局こころの健康相談センター

「第2期横浜市自殺対策計画策定支援業務委託」契約結果

「第2期横浜市自殺対策計画策定支援業務委託」について、公募型プロポーザル方式で受託候補者を特定し、次のとおり契約しました。

1 件名 第2期横浜市自殺対策計画策定支援業務委託

2 委託内容 (1) 現状の課題整理支援業務  
(2) 素案の作成業務  
(3) 市民意見公募の実施・集計  
(4) 計画原案の作成  
(5) 計画書・計画書概要版の作成  
(6) 各種会議に関わる支援業務  
(7) 各種データ収集・統計解析  
(8) その他関係資料の作成

3 契約の相手方 株式会社浜銀総合研究所

4 契約金額 19,965,262円

5 契約日 令和5年4月1日

6 評価結果

提案者	評価点数	順位
株式会社浜銀総合研究所	759	1

7 評価基準・評価委員会開催経過等

(1) 評価基準

別紙のとおり

(2) 評価委員会開催経過

委員会日時 令和5年1月16日

委員会開催場所 横浜市こころの健康相談センター

評価委員	健康福祉局副局長 健康福祉局障害福祉保健部長 健康福祉局障害福祉保健部精神保健福祉課長 こども青少年局こども福祉保健部こどもの権利擁護課長 教育委員会事務局人権健康教育部人権教育・児童生徒課長
事務局	健康福祉局こころの健康相談センター職員
議事内容・作業内容	ヒアリング実施の流れ、評価方法等について 提案者によるプレゼンテーション及び質疑応答 プレゼンテーション及び質疑応答に基づく採点及び集計

8 問い合わせ先 健康福祉局こころの健康相談センター 662-3558

1 評価項目と配点

項目	評価の着眼点		配点	評価	評価の換算式	評価点
法人の業務経歴	過去5年間の同種又は類似業務の実績の内容及びその件数		10		× 2	
予定担当者の 経験及び業務実施能力	【必須】管理担当者等	過去5年間の同種又は類似業務の実績の内容	10		× 2	
	担当者	過去5年間の同種又は類似業務の実績の内容	10		× 2	
提案内容に関する事	業務内容の理解度 課題分析的的確性・妥当性	自殺の現状と課題について	20		× 4	
		自殺対策を進めるうえでの関係分野・機関との連携の考え方・連動性	20		× 4	
	業務実施方針の妥当性	第2期横浜市自殺対策計画の全体構成(章立て)に関する提案	5		× 1	
		第2期横浜市自殺対策計画の提案(内容・施策・ページ構成等)	5		× 1	
		自殺未遂者の実態把握に向けた効果的な調査方法の提案	20		× 4	
		作業スケジュール	10		× 2	
	取組意欲(横浜市政への関心度 等)		10		× 2	
	雇用労働・経済・産業保健・教育分野等に関連する知見を有しているか		20		× 4	
	専門技術力(調査・分析力、統計解析の基本的知識の有無)		10		× 2	
	資料作成能力などの業務遂行能力(文書表現力、プレゼンテーション力)		15		× 3	
	人員体制(管理・責任体制が構築されているか)		5		× 1	
本市との協議体制が構築できるか		5		× 1		
企業の取組に関する事	一般事業主の行動計画の策定	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ている	6 (各1点)		× 1	
		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ている		× 1		
	くるみんマーク、プラチナくるみんマーク、えるぼし、ユースエール	以下のいずれか1つ以上を取得している。 ①次世代育成支援対策推進法に基づく認定 ②女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定 ③若者雇用促進法に基づく認定		× 1		
	よこはまグッドバランス賞	よこはまグッドバランス賞の認定を取得している		× 1		
	健康経営に関する取組	健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証		× 1		
	障害者雇用	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%を達成している(従業員43.5人以上)、又は障害者を1人以上雇用している(従業員43.5人未満)		× 1		
計			181			

2 評価方法

- (1) 各評価項目について、A、B、Cの3段階評価を行うことを標準とする。  
 (2) 「企業の取組に関すること」を除き、評価は各項目5点満点とし、A=5点、B=3点、C=0点とする。  
 例えば、上表において配点10点の項目の場合  
 評価がAであれば評価点は 10×5/5=10点  
 評価がBであれば評価点は 10×3/5= 6点  
 評価がCであれば評価点は 10×0/5= 0点  
 (3) 「企業の取組に関すること」については、該当する項目を1点とする。

項目	評価の着眼点		A評価	B評価	C評価
法人の業務経歴	過去5年間の同種又は類似業務の実績の内容及びその件数		高度な実績がある(5件以上)	ACに該当しない	実績がない
予定担当者の経験及び業務実施能力	【必須】管理担当者等	過去5年間の同種又は類似業務の実績の内容	高度な実績がある(3件以上)	ACに該当しない	実績がない
	担当者	過去5年間の同種又は類似業務の実績の内容	高度な実績がある(2件以上)	ACに該当しない	実績がない
提案内容に関すること	業務内容の理解度 課題分析の的確性・妥当性	基本方針・自殺の現状と課題について	的確に理解しており検討が十分	ACに該当しない	業務内容をよく理解していない
		自殺対策を進めるうえでの関係分野・機関との連携の考え方	的確に理解しており検討が十分	ACに該当しない	業務内容をよく理解していない
	業務実施方針の妥当性	第2期横浜市自殺対策計画の全体構成(章立て)に関する提案	特に優れている	ACに該当しない	妥当でない
		第2期横浜市自殺対策計画の提案(内容・施策・ページ構成等)	特に優れている	ACに該当しない	妥当でない
		自殺未遂者の実態把握に向けた効果的な調査方法の提案	特に優れている	ACに該当しない	妥当でない
		作業スケジュール	特に優れている	ACに該当しない	妥当でない
	取組意欲(横浜市政への関心度 等)		特に優れている	ACに該当しない	妥当でない
	雇用労働・経済・産業保健・教育分野等に関連する知見を有しているか		特に優れている	ACに該当しない	妥当でない
	専門技術力(調査・分析力、統計解析の基本的知識の有無)		特に優れている	ACに該当しない	妥当でない
	資料作成能力などの業務遂行能力(文書表現力、プレゼンテーション力)		特に優れている	ACに該当しない	妥当でない
人員体制(管理・責任体制が構築されているか)		特に優れている	ACに該当しない	妥当でない	
本市との協議体制が構築できるか		特に優れている	ACに該当しない	妥当でない	
企業の取組に関すること	一般事業主の行動計画の策定	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ている	該当する場合1点		
		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ている	該当する場合1点		
	くろみんマーク、プラチナくるみんマーク、えるぼし、ユースエール	以下のいずれか1つ以上を取得している。 ①次世代育成支援対策推進法に基づく認定 ②女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定 ③若者雇用促進法に基づく認定	該当する場合1点		
	よこはまグッドバランス賞	よこはまグッドバランス賞の認定を取得している	該当する場合1点		
	健康経営に関する取組	健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証	該当する場合1点		
	障害者雇用	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%を達成している(従業員43.5人以上)、又は障害者を1人以上雇用している(従業員43.5人未満)	該当する場合1点		